

公益財団法人北海道市町村振興協会災害見舞金交付要綱

平成 5 年 7 月 3 0 日 要綱第 3 号
最終改正 平成 2 4 年 4 月 2 日 要綱第 1 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害が発生した市町村に対し、その復旧対策の促進が図られるよう公益財団法人北海道市町村振興協会が交付する災害見舞金に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象市町村)

第 2 条 災害見舞金の交付は、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の適用区域に指定された市町村とする。

(災害見舞金の額)

第 3 条 災害見舞金の額は、次の各号に掲げる災害の規模及び態様に応じた金額とする。

- (1) 住家滅失世帯数が、災害救助法適用基準以上 2 倍未満の場合は、1 0 0 万円を交付する。
- (2) 住家滅失世帯数が、災害救助法適用基準以上 2 倍以上の場合は、2 0 0 万円を交付する。
- (3) 住家滅失世帯数が、災害救助法適用基準以上 3 倍以上の場合は、3 0 0 万円を交付する。
- (4) 住家滅失世帯数が、災害救助法適用基準以上 4 倍以上の場合は、4 0 0 万円を交付する。
- (5) 住家滅失世帯数が、災害救助法適用基準以上 5 倍以上の場合は、5 0 0 万円を交付する。

(災害見舞金の特例)

第 4 条 災害の態様が、次の各号のいずれかに該当する場合の災害見舞金の額は、第 3 条の規定にかかわらず 1 0 0 万円を交付する。

- (1) 火山活動等による災害が長期化するおそれがあり、かつ、その災害による住家の被害状況が不明であって、避難した住民がいる場合
- (2) 被災者への食糧若しくは生活必需品の給付等について特殊の補給方法又は被災者の救出について特殊技術を必要とし、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (3) 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とし、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合

(交付金の再確定)

第 5 条 前条の特例を適用した場合において、その災害による住家被害が判明したときは、第 3 条の規定による見舞金の額を再確定することとし、当該再確定した額が既に交付した見舞金額を上回る場合に限り、その差額を交付するものとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、災害見舞金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。